

神 機 健 発 第 64 号
令和 7 年 3 月 13 日

事業主・事務担当者 様

神奈川県機器健康保険組合
理 事 長 坂 本 康 祐
(公印省略)

資格確認書の発行等に係る事務処理の変更について

仲春の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 12 月 2 日より保険証の発行は廃止となり、医療機関等の受診に際しては、※マイナ保険証での受診が原則となりました。また、資格取得届および被扶養者異動届(以下、「資格取得届等」という)を作成の際は、新規加入者のマイナンバーの収集のほか、マイナ保険証を保有しているかの確認が必要となりました。

健康保険組合では、マイナ保険証を保有していない加入者の方には、資格確認書を交付しておりますが、調査の結果、その内約 30%の方がマイナ保険証を保有していることが判明いたしました。また、健保連からも同様なデータが示されており、各健保組合において事務処理のプロセスを見直すよう要請がありました。

そのようなことから、今後、資格確認書の発行につきましては、オンライン資格確認等システムからのデータに基づきマイナンバーカードに健康保険利用登録がされていない方を確認したうえで交付することといたします。そのため、資格確認書の発行に約1週間程度要することになりますのでご了承ください。

今回の事務処理の見直しに伴い、事業主・事務担当者の方には大変ご迷惑をおかけいたしますが、そうすることにより資格確認書の配布・回収などの事務処理負担が軽減される等のメリットがありますので、何卒ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、マイナンバーカードは持っているものの、まだマイナ保険証の利用登録が済んでいないという方に対し、お早めに登録していただくようお声がけしていただければ幸いです。

※マイナ保険証とは…マイナンバーカードに保険証の機能を持たせたもの

記

1. 送付物

・資格確認書発行に係る事務処理の変更及び資格取得の事務手続きに関するお願い

2. 資格確認書事務処理変更日

・令和 7 年 5 月 1 日以降交付から変更

【お問合せ先】

神奈川県機器健康保険組合

☎ 045-641-7713

令和7年3月13日

事業主・事務担当者の皆さまへ

資格確認書発行に係る事務処理の変更及び 資格取得の事務手続きに関するお願い

神奈川県機器健康保険組合

目 次

1. 背景

2. 令和7年5月1日(交付日)以降の資格確認書については健保組合で要否を判定して必要な方へ交付

3. 健康保険への新規加入の届出は、入社日前の提出をお願いします

4. 健康保険加入時の氏名に関する取扱いについて住民票に記載されている氏名にて届出ください

5. まとめ

参考資料

- ・ 医療機関・薬局の受診方法
- ・ マイナンバーカードの取得方法について
- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用登録
- ・ マイナンバーカードでの受診方法
- ・ 同意事項について
- ・ マイナンバーカードでの受診のメリット

3月10日開催の事務担当者研修会でお渡しいたしました本資料に一部追加修正がございます。

(追加修正箇所)
下記の枠で囲われた部分が追加されてます。



1.背景

保険証廃止日(2024年12月2日)以降、当健保組合では新規資格取得者に対して、資格取得届および被扶養者異動届(以下、「資格取得届等」という。)の資格確認書発行要否欄のチェックボックスの確認のみで資格確認書を交付するという運用を行ってきました。



しかしながら・・・

今般、マイナ保険証保有者や念のため資格確認書の交付を求める方など、資格確認書交付対象者でない方についても資格確認書を交付している実態が判明したため、資格取得者の届出については、次頁以降に沿った対応をお願いします。

2. 令和7年5月1日(交付日)以降の資格確認書については 健保組合で要否を判定して必要な方へ交付

資格確認書の交付事務の適正化を図るため、従来の事務処理のスキームを変更します

【変更前】 資格確認書の発行要否を資格取得届等の資格確認書発行要否欄で確認し発行



【変更後】 健康保険組合で中間サーバーへ随時照会した上で確認し資格確認書を交付

なお、資格取得届等の資格確認書発行要否欄については、新生児のみご確認ください。

加入者の思い違いや念のためによる交付申出を防ぐため、当組合で中間サーバーへ随時照会し、マイナンバーカードと健康保険が連携されているかどうか確認したうえで資格確認書を交付いたします。

なお、中間サーバーへ随時照会するため、1週間程度要することから、入社日前(事前点検)の届出を推奨いたします。(入社日の14日前から受付をいたしますので、お早めにお届けください。)

※ 変更後は、決定通知書等の送付(郵送)は、資格情報のお知らせと併せてお送りするため、以前より少し遅れてまいりますのでご了承ください。

※ 新生児の方には、被扶養者異動届の資格確認書発行要否欄が「要」となっている場合は、短期の資格確認書(3か月)を交付いたします。

3.健康保険への新規加入の届出は、入社日前の提出をお願いします

資格確認書の事務処理変更は、令和7年5月1日からとなっておりますが、資格取得届、被扶養者異動届(事前確認)のご提出は随時受け付けております。

健保組合はマイナ保険証の利便性をさらに向上させるため、入社日前に資格取得届や被扶養者異動届の内容を点検（事前点検）します。

資格取得届と被扶養者異動届は、入社日の14日前より提出することができます。

資格取得届と被扶養者異動届（以下、「資格取得届等」という。）を入社日前に提出していただくことで、健保組合は届書の内容を「事前点検」して、入社日前に加入者のデータをオンライン資格確認等システムに登録します。



健保組合が入社日前にデータ登録を完了させることで、加入者と事業主に様々なメリットがあります。
入社日前の届け出にご協力ください。※喪失届もお早めにご提出ください。

加入者の
メリット

入社日からマイナ保険証が使えます！！

資格取得届等を入社日前に提出していただくことで、加入者は入社日からマイナ保険証で保険診療を受けることができます。

【加入者が切れ目なく保険診療を受けられる環境を整備することができます。】なお、資格確認書を利用する方も、資格確認書が手元に届くまでの期間が短縮します。



急に医療機関にかかる場合も安心ね！！

事業主の
メリット

資格確認書の配布などの事務負担を軽減できます！！

健康保険組合で本当に資格確認書の交付が必要な方を確認して交付することから、加入者の思い違いによる交付申し出を防ぐことができ、資格確認書の配布・回収手続きが効率化・適正化できます。



4.健康保険加入時の氏名に関する取扱いについて 住民票に記載されている氏名にて届出ください

令和7年5月1日(交付日)以降の資格取得される方が対象

従来、資格取得届等の氏名欄記入について、外国籍の方の場合は、ローマ字表記やカタカナ表記など様々な形でお届けいただいておりましたが、住民票または在留カードがローマ字表記の場合は、届書の氏名欄にはローマ字表記での届出をお願いいたします。また、フリガナの欄には、必ずカタカナで記入をお願いいたします。(※住民票等にフリガナが記載されていない場合もあります。)

(例1)外国籍の方の氏名は、住民票の記載の表記で届出をご提出ください。

住民票氏名:Aaron James Judge(フリガナ:アーロン ジェームズ ジャッジ)

届出氏名	アーロン ジェームズ ジャッジ
	アーロン ジェームズ ジャッジ



届出氏名	アーロン ジェームズ ジャッジ
	Aaron James Judge



(例2)氏名の漢字を住民票と一致することを確認し届出をご提出ください。

住民票氏名:齋藤 太郎

届出氏名	サイトウ タロウ
	齋藤 太郎



届出氏名	サイトウ タロウ
	齋藤 太郎



なぜ住民票に記載されている氏名の表記で届出が必要か？

資格取得届や被扶養者異動届に記載された情報に基づき、中間サーバーに登録しており、今までよりも正確な情報で登録を行うことで、医療機関等におけるオンライン資格確認が円滑に実施されることを目的としています。

既存の従業員で住民票に記載の氏名と相違がある場合の対応は？

令和7年5月1日以前の届出で上記に該当する方の訂正届、氏名変更届は不要です。

ただし、本人が希望する場合はご提出ください。

5.まとめ



資格確認書を本来必要な方に交付することは、健保組合および事業所担当者の※事務処理コストを適正化する観点から、非常に重要な取組となります。

つきましては、2～4のお願い事項について、ご対応・ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

【※資格確認書の交付事務を適正化することで軽減される事業所担当者の事務処理コスト】

- ① 加入者が資格取得した場合に資格確認書を加入者へ配布するコスト
- ② 加入者が資格喪失・氏名変更・資格確認書をき損した場合に資格確認書を回収して健保組合へ提出するコスト

従業員の皆さまへお伝えください

事業主から求められたら、
すみやかにマイナンバーの提出を！



健康保険法施行規則により、事業主は資格取得の届出を行うために、被保険者に対し、マイナンバーの提出を求め、または記載事項に係る事実を確認できるものとされております。従業員の皆さまへは、健康保険法施行規則に基づき事業主からマイナンバーや住民票の住所等の提出を求められた場合には、すみやかにこれに応じるようお声かけください。

マイナンバーカードを作っていない方にはカードの取得促進と保険証利用の登録をお願いします！

令和6年12月2日以降、新規の保険証の交付が行われなくなりました。**マイナンバーカードでの受診が原則**となっています。従業員の皆さまへ、マイナンバーカードの取得と保険証の利用登録をし、すみやかに「マイナ保険証」での受診に切り替えていただきますようお願い申し上げます。

参考資料

医療機関・薬局の受診方法

マイナンバーカード等で資格確認することで、1割～3割の自己負担で受診することができます。

医療機関・薬局の受診方法

医療機関や薬局を受診する際には、

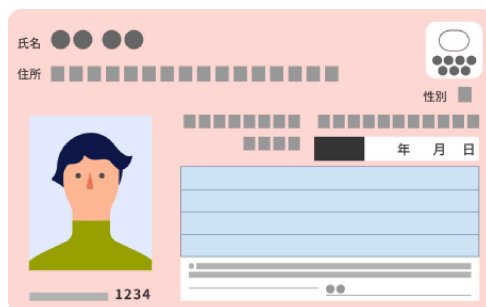
- ・ マイナンバーカード
- ・ 健康保険証※
- ・ 資格確認書※

のいずれかで資格確認を行います。

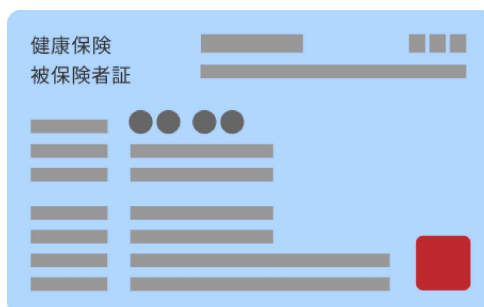
(※) マイナンバーカードをお持ちでない方や、健康保険証として利用登録していない方は、健康保険証（最長で2025年12月1日まで）または資格確認書（2024年12月2日以降発行）をご使用いただけます。

そうすることで、実際にかかった医療費を10割負担することなく、**6歳～69歳の方は3割**の自己負担で受診できます。それ以外の方も、年齢や所得に応じて、1割・2割・3割負担のいずれかで受診できます。

マイナンバーカード



健康保険証
(～2025年12月1日)



資格確認書
(2024年12月2日～)



マイナンバーカードの取得方法について

マイナンバーカードを取得するための申請方法は、4 つあります。

スマートフォン

1. スマホで顔写真を撮影(手続の途中で撮影することも可能です。)
2. スマホで個人番号通知書の**交付申請用QRコード**を読み取る
3. 表示された申請者専用Webサイトでメールアドレス等を登録
4. メールアドレスに申請者専用WebサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了



証明用写真機

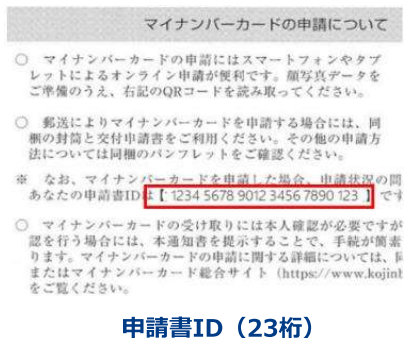
1. タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択
2. 撮影用の料金を投入して、個人番号通知書の**交付申請用のQRコード**をバーコードリーダーにかざす
3. 画面の案内にしたがって、必要事項を入力
4. 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了



パソコン

1. デジタルカメラ等で顔写真を撮影
2. 申請用Webサイト※で**申請書ID (23桁)**を入力し、メールアドレスを登録
3. 申請者専用WebサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

※(<https://net.kojinbango-card.go.jp/>)



郵便

1. 個人番号通知書に同封されている交付申請書に必要事項を記入し、**6か月以内**に撮影した顔写真を貼付
2. 同封の返信用封筒に入れて郵送し、申請完了



日本語以外のマイナンバーカードの交付申請書についてはWebサイトを参照ください

Webサイトアクセス用のQRコードはこちら⇒



マイナンバーカードの健康保険証利用登録

マイナンバーカードを健康保険証として使用するためには、利用登録が必要です。登録方法は3つあります。

① 医療機関・薬局での登録

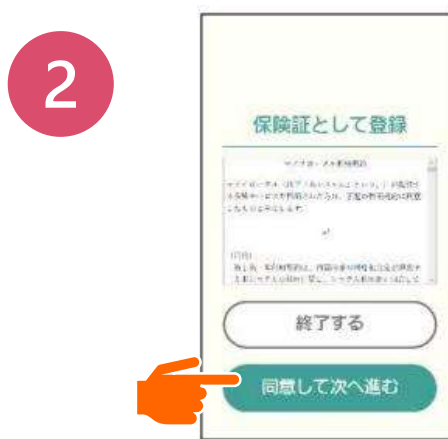
医療機関・薬局での登録方法は下記のとおりです。手順に沿って対応ください。

必要なもの

- マイナンバーカード



「登録する」を選択してください。



マイナポータルの利用規約を確認し、
問題なければ「同意して次へ進む」を
選択してください。



マイナンバーカードの健康保険
証利用登録完了です。
「次へ」を選択し、同意画面にお
進みください。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録

マイナンバーカードを健康保険証として使用するためには、利用登録が必要です。登録方法は3つあります。

② マイナポータルでの事前登録

必要なもの

- マイナンバーカード
- スマートフォン
- 利用者証明用PW
- マイナポータルアプリのインストール

登録手順

※画面イメージに沿って、以下の手順で登録してください。

- ① マイナポータルアプリを開いてログインし、「証明書」で「健康保険証」を選択します。
- ② 「マイナンバーカード利用」が赤字で「未登録」となっていたら、「登録」を選択します。
- ③ 登録に時間がかかる場合、「登録中」と表示されます。
- ④ 「マイナンバーカード利用」が「登録済」のステイタスになったら、利用登録完了です。

【画面イメージ】



③ セブン銀行のATMでの事前登録

必要なもの

- マイナンバーカード
- 利用者証明用PW

マイナンバーカードでの受診方法

健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードで医療機関や薬局を受診する際には、顔認証付きカードリーダー※で本人確認や資格確認を行います。

※顔認証付きカードリーダーとは、マイナンバーカードの顔写真データを ICチップから読み取り、その「顔写真データ」と窓口で撮影した「本人の顔写真」と照合して、本人確認を行うことができるカードリーダーです。

来院

① マイナンバーカードを置く



顔認証付きカードリーダーの種類



富士通Japan
株式会社



パナソニック コネクト
株式会社



キャノンマーケティング
ジャパン株式会社



アトラス情報サービス
株式会社



株式会社アルメックス

本人確認

② 本人確認方法を選択

顔認証



暗証番号（4桁）

正しい暗証番号を入力してください

● ○ ○ ○

1	2	3
4	5	6
7	8	9
取消	0	クリア

あと2回

※番号位置は入れ替わります

同意事項の確認

③ 診療・薬剤・特定健診情報などの利用について確認・選択する。

過去の医療情報等の
提供に同意しますか。

【手術／診療、お薬／健診】

全て同意する

個別に同意する

受付完了

④ 以下の画面が表示されれば、受付完了です。



カードを取り出して
待合室でお待ちください



同意事項について

顔認証付きカードリーダーでの受付時に、過去に処方された薬剤や特定健診等の情報を医師や薬剤師に提供するか同意確認をします。

同意方法の確認

過去の医療情報等の提供に同意しますか。【手術 / 診療、お薬 / 検診】

全て同意する

個別に同意する

手術

過去の手術情報を、当機関に提供することに同意しますか。

同意する

同意しない

手術以外の診療・お薬情報

過去の手術以外の診療・お薬情報を、当機関に提供することに同意しますか。

同意する

同意しない

お薬情報

過去のお薬情報を、当機関に提供することに同意しますか。

同意する

同意しない

健診情報

過去の健診情報を、当機関に提供することに同意しますか。

同意する

同意しない

全て同意する

過去の医療情報等を全て提供して問題無ければ、上のボタンを選択してください。**まとめて同意完了となります。**

個別に同意する

提供する情報を絞りたい場合は、下のボタンを選択してください。その後、手術やお薬の情報、健診情報などの提供について、順番に表示されるので、個別に同意の選択をしてください。

※画面のデザインや表示される文言は、施設・メーカーによって異なります。

マイナンバーカードでの受診のメリット

マイナンバーカードを使って受診する主なメリットは以下のとおりです。



データに基づく より良い医療が受けられる

薬剤情報等の提供に同意をすると、おくすり手帳を見せなくても過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を初診でも医師・薬剤師にスムーズに共有できます。



手続きなしで高額療養費の 限度額を超える支払いが 免除される

マイナンバーカードで資格確認をおこなうため、紙の認定証の持参なし&手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除になります。

「高額療養費制度」とは？

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月（月の初めから終わりまで）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。マイナンバーカードによる資格確認で高額療養費制度が適用されます。